

もくじ

「歴史の道」随想……………坂本太郎 ……4

ヨーロッパ諸国をまわって……………安達健二 ……7

随 想

栗きんとん……………大野林火……………10

文化庁ニュース

昭和52年度文化勲章受章者、文化功労者決定 ……12

昭和52年度紫綬、藍綬、黄綬褒章決定 ……13

昭和52年度秋の勲章受章者決定……………13

昭和52年度地方文化指導者の海外派遣……………14

録音・録画問題検討へ……………14

——著作権審議会第5小委発足——

文化財愛護活動全国研究集会開く……………15

図書館における複写サービスに係る有資格者決まる……………16

大盛況の日本民謡まつり……………19

放送と音楽と著作権……………大家重夫 ……21

——大日本作曲家協会のこと——

我が県の文化行政

滋賀県の文化行政……………松尾徹人 ……24

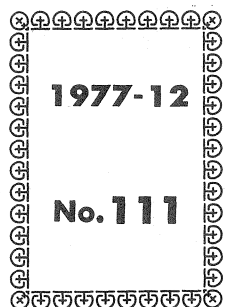
文化財保護法教室(3)

埋蔵文化財(Ⅰ)……………27

美術館・博物館・文化施設めぐり⑦

古美術品の五島美術館……………30

国立劇場ニュース……………31



表紙 麗子微笑 岸田劉生筆  
解説は20ページ参照  
題字デザイン・桑山弥三郎

# 「歴史の道」随想



坂本 太郎  
(東京大学名誉教授)

文化庁は昭和五十三年度から「歴史の道」事業を始め、由緒ある古道や水路の整備保存に努めるといふ。これは史跡保存事業として画期的な企てであると思ふ。

私は昭和二十五年十二月文化財保護法の施行に伴って、専門審議委員に任命せられ、史跡部会に所属した。当時史跡部会には、辻善之助先生、原田淑人先生、芝蔭盛氏、藤田亮策氏らの大先輩がいて、私はその最末席に列したのである。

その頃の史跡保存の姿勢は現状維持主義であつて、指定した史跡には手をつけさせない。草は生え、木は茂るにまかせて、史跡を訪れた人々には「夏草やつは者共の夢の跡」といった感慨を抱いてもらえばよい。それによつて、歴史を顧み、昔をなつかしむ情緒は養われるとしたのである。これは戦争以前の史蹟名勝天然記念物保存法施行時代からの考え方で、文化財保護法になつても、史跡保存の保守性にはな

かつたのである。

ところが、時代の進むに従つて、そうした保守性が自然に守られなくなつてきた。第一、史跡に対する觀念が、戦前戦後では激変した。戦前には史跡に指定せられることは、その土地や物件の所有者の名誉と考えたことであつて、指定を希望する人が多かった。戦後は私権に面倒な制限を加えるものとして、これを忌避する考えが強まった。そこへもつてきて、道路の建設や宅地の造成のために、史跡の現状変更を求め、要求が相ついで起こるようになった。史跡部会の審議は、そうした現状変更いかに対処するかに追われるのが常であつた。

そうした傾向の積み重なりを基盤として、もっとも重要な転機を史跡保存の上にもたらしたものは、平城宮跡保存の問題であつた。昭和二十八年アメリカ駐留軍の命によつて、平城宮跡北辺の一条大路を拡張するという事業が起り、事前に発掘調査をした所、建物遺構の存在が分

めない。美術品を個人の秘蔵とせず、広く公開して、世人の美的教養を高めるといふ所に、そのねらいのあつたことは確かである。

史跡は活用といつても、性質上私蔵できるようなものではなく、人に見てもらふことは当然なことであるが、平城宮跡のような広大な土地が、史跡といふことで何の手もつけられず、土壇を作つたり、芝生を張つたりするだけで放置されているのを見ると、どうして活用したらよからうかという考えが、誰の頭にも浮かぶのである。

そして、活用という機能は一面では保存と抵触することが多い。地下遺構などは地中に埋めておけば、一ばん保存によいのであるが、それでは活用という機能は全く果たせない。保護法の制定者は実は無理なことを当事者に強いているのである。

各府県で史跡の割合多く集まっている地域に「風土記の丘」といふものを作らせて、古墳や住居跡を整備し、遺跡博物館などを設けて一挙に各種の史跡に接することができるようにした試みは、その活用の一つの方法であり、「風土記の丘」といふ名に難点はあるにしても、史跡の保存活用を両立させた巧妙なアイデアであつた。

今回文化庁の企図する「歴史の道」の保存整備も、この広域化の一環を担うとともに、「風土記の丘」の構想に連なる活用の面をももつもの

かり、そのあたりに平城宮宮殿の一部が存在したことが推定された。

一方、近畿日本鉄道は、平城宮跡としてすでに指定されている地域の西南方に当たる水田中に車庫を建設するという。一条大路の調査で、宮殿の広がり大きさが推測されている以上、当然車庫の予定地あたりにも官衙の跡などが埋没されているであろう。平城宮跡は一体として調査保存しなければならぬという意見が、学会はもとより社会各層の人々の間に高まり、当時の文化財保護委員会は、宮跡全域を国として買上げるという決断に踏みきつた。土地が個人の所有であれば十分な調査は行えず、近鉄の車庫建設も阻止する力はないからである。

重要な史跡は国が買上げるといふ方針は、史跡保存の上の画期的な進歩である。平城京を中心として、東は多賀城、西は大宰府を重点的な史跡保存の拠点とし、徹底的な調査をし、保存を図るといふすばらしい発想は、こうした買上政策の基礎の上に成り立つたのである。予算の関係上、一時の買上げは不可能にしても、何年かの年次計画で、または臨時緊急のときには特別に優先的に買上げるといふのは、どれくらい重要な史跡保存の上にはプラスになつたか、はかり知れない。

史跡の買上げに続いて見られた史跡保存の前進は、史跡の広域保存ということである。これは昭和四十一年に発足した古都保存法による歴史跡保存の方法の大切な節目の一つであるといふべきである。

道はいうまでもなく、人間の生活に欠くことのできなないものであるから、人のある所必ず道はできたのである。ただそれが『魏志倭人伝』のいうように、険山深林の中の禽鹿の径のような小径であつたり、日本書紀推古天皇二十一年の条にいう、難波より京に至るまで置かれた大道であつたりという別は昔からあり、ある意味で文明の発展は道の発展に象徴されるといふも過言ではない。

この点、西洋人と日本人とは道に対する考え方がかなり変わつてゐる。西洋人は道の機能をきわめて大切に考へる。都市を作るにしてもまず道を造る。坦々たる広野の中にも、峻峻な山の中に、道だけは完全に整備されたものが通じてゐる。見渡す限りの広野の中の大道を一直線に疾駆して時々部落に出会う。これがかつてフランスやオランダの田舎を旅した時の私の印象である。

日本では人が住み部落ができてから、隣に行き、町に行くために、道を作る。必要に応じて作られたものだから、計画性がなく、迂余曲折という形になる。これはすべて基礎を固め、準備を整えてから、事を始めるという西洋人の生活態度と、臨機応変に間に合わせの生活をすることに慣れてきた日本人の心情との差であつて、

史的風土の保存が契機となつてゐる。古都保存法は、鎌倉の風致や飛鳥の史跡が宅地造成の波に脅かされるという現実を、何とか防ごうといふので、議員立法として日の目を見たもので、その運営に当たつた官庁は、これまで文化財保護で文化庁としばしば対立する立場にあつた建設省であつた。この法を実施するための諮問機関として、歴史的風土審議会が設けられ、私も委員として八年間在任したが、そこで論議されたことの一つに、文化庁の史跡指定が狭い地点に限定せられ、周囲の環境にまで配慮が及ばされてゐないといふことであつた。しかし、当時の文化財保護法では、これは如何ともすることのできないことであつた。

昭和五十年七月、文化財保護法を改正して、伝統的建造物群保存地区を保存の対象とし、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村がその地区を定めることを規定したのは、史跡保存の対象として環境を取り入れた法的措置であり、史跡保存の広域化といつてよいと思ふ。

史跡の広域化と前後して、史跡の活用という面に強く目が注がれたことも忘れてはならない。もともと文化財は、これを保存することにも、その活用を図るといふことは、当初から文化財保護法第一条に規定されたことであり、新法の眼目の一つであつたが、それはもっぱら美術品について言つてゐることであることは否

道だけのことでない。国民性と風土とに根ざした宿命ともいふべきものであろう。

西洋の道といえば、すぐ古代ローマの道を思い浮かべる。すべての道はローマに通ずると言われた道は、ディオクレティアヌス（AD二八四―三〇五）の時代、ローマから二十箇の道が四方に発し、それから次々に支路を出し、計三百七十二箇の道を支配したという。これらの総延長五三、〇〇〇マイルに及ぶ交通網が、ローマ文明の固いきずなであり、領土の先端にまで達した生命線であった。

それらの大道は薄い層で作られたものではない。巨大な石をダイアモンドの形に稜を切つて平らかにし、軟らかな砂利道の上に象嵌のようにはめこんだ。従つて表面は固く、重量に堪え、長期間何の修繕もせずに持ちこたえたという。

その道は、ヴィア・アツピア、ヴィア・フラミアなど、今日まで残つており、ローマ郊外のヴィア・フラミアは、昔の敷石を残して近代のハイウェイと並んで走り、ナルニの近くでチベル川にかけられたヴィア・フラミアのアーウグスタスの石橋は、残つた昔のアーチの下を今日電車が走っている。以上は、ピクター・W・フォン・ハーゲンを団長としたローマン・ロード・エクスペディションの成果を拝借したもののだが、古代ローマ人が道路によせた情熱の並々ならぬものであつたことは、これで分かる。すべて西洋の石造記念物は保存に便利である。

ローマン・ロードは至る所に遺跡が存在するらしいが、これを日本にあてはめることはできない。道そのものに対する観念がちがう上に、道の造り方がまるでちがうのだから、古道の保存は難中の難である。「歴史の道」といっても、その保存整備を具体的にどうするかは、衆知を集めて検討する必要がある。

これまでも日光杉並木街道や、一里塚や、関所跡など、すでに史跡に指定されたものもある。しかし日光の杉並木街道は杉の枯損や道路敷の沈下で常に問題を起こし、一里塚も道路の拡幅によつて孤立して邪魔物扱いにされている感が深い。白河関跡だけは、交通の余り激しくない道路に沿つた独立丘陵であるだけに、割合旧時の跡を留め、保存状態も良好である。芭蕉の奥の細道に、

心もとなき日かず重なるまゝに、白河の関にかゝりて、旅心定まりぬ。いかで都へと便り求めしこともはりなり。中にも此関は三関の一にして、風騒の人、心をとどむ。秋風を耳に残し、紅葉を佛にして、青葉の梢なほあわれなり。卯の花の白妙に茨の花の咲そひて、雪にもこゆる心地ぞする。古人冠を正し衣裳を改めし事など、清輔の筆にもとどめをかれしとぞ。

卯の花をかざしに関の晴着かな 曾良

芭蕉が白河の関を見て、古代に思いを馳せた深い感慨が察せられる。今の人たちにこれほど

の感興を期待するのは無理であるが、せめて古人はどういう気持ちでこの道を越えたであろうかと、様々な想像を逞しくして、古道を辿つてみることは意味あることであらう。

古道にはそれぞれに歴史の年輪が刻まれている。古い並木が残り、江戸時代の道しるべや常夜燈でも路傍にあれば、これに越すものはない。そういう道こそ、自動車を通さず、近代風の建物を造らせず、広告の類を一切おかず、自然のままの現状を維持させることがまず着手すべき仕事であらう。

文化庁で最初に取上げようと考えている所は、中山道の妻籠・馬籠の宿あたり、下諏訪から和田峠に向う道、奥州街道で鳴子町と岩出山町のあたり、熊野参詣路で中辺地といわれた上富田町から熊野本宮を経て那智大社に至る間などというが、候補地はまだたくさんあるであらう。

私の狭い見聞からせり取り上げて頂きたいと思う道は、御坂峠を越える古代東山道の官道である。これは美濃の中津川から信濃の阿知に通じた名高い峠路で、木曾路が開かれても、官道の資格を失つていなかった所である。私の踏査した時は昭和二十七年で、それからずい分時はたっているが、恐らく開発などは及びそうもない所だから、沿道にある幾多の旧跡とともに、「歴史の道」の王者にふさわしくはないかと、ひそかに考える。

編集後記

○坂本太郎先生の「歴史の道」随想は、従来あまり取り上げられなかった古い道や街道の歴史的、文化的意味を指摘されたものであり、興味深い。文化庁でも昭和五十三年度概算要求で歴史の道整備計画を取り上げており、その予算化が期待される。

○昭和五十二年も今月で終わりであるが、十二月に入ると街も職場もせわしくなる。文化庁でも予算折衝の最終段階を迎え、各課とも一年中で最も忙しくかつ活気のある月となる。「伝統を生かし、未来をつくる文化の振興」が文化庁の要求のキャッチフレーズである。その実現のためには大幅な予算の増額が前提となる。

( K )

広告の問合せ・申込み先  
株式会社 ぎょうせい 営業課  
TEL.〇三(三六八)二四二(代表)

「文化庁月報」十二月号  
昭和52年12月25日印刷・発行  
編集 文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号  
発行所 株式会社 ぎょうせい  
本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号  
営業所 東京都新宿区西五軒町52番地  
電話 〇三(二六八)二四二(代表)  
振替口座 東京 九一六一二番  
印刷所 徳行政学会印刷所

定価・一五〇円(送料二九円)  
年間購読料 一、八〇〇円